

事 務 連 絡  
令和3年3月22日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）

### 宮城県沖を震源とする地震における住家の被害認定調査の留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により示しているところですが、令和3年3月20日発生の宮城県沖を震源とする地震に関する被害認定調査における留意事項は下記のとおりですので、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

### 記

- ・令和3年福島県沖を震源とする地震により被害が発生し、屋根の修理等が進捗していない段階において、令和3年3月20日発生の宮城県沖を震源とする地震によりさらに被害が拡大した場合には、これらの災害における被害も含め一連の災害として被害認定調査を実施して差し支えありません。
- ・令和3年福島県沖を震源とする地震による被災者から再調査の依頼があった場合には上記に留意の上、適切に対応していただくようお願いいたします。

#### 問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付 辻野、佐藤、安田  
Tel 03-3503-9394 / Fax 03-3502-6034